

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分

□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下	(524単位)
	(2)定員21人以上40人以下	(467単位)
	(3)定員41人以上60人以下	(437単位)
	(4)定員61人以上80人以下	(426単位)
	(5)定員81人以上	(412単位)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき 15単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき 10単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)

就労支援関係研修了加算	(1日につき 11単位を加算)
-------------	-----------------

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)
------------------	-----------------

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
------	----------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき 187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき 280単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

就労定着支援体制加算	イ 6月以上12月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 29単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 48単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 71単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 102単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 146単位を加算)
	ロ 12月以上24月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 25単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 41単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 61単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 88単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 125単位を加算)
	ハ 24月以上36月未満の就労定着者	(1)定着率が5分以上1割5分未満の場合	(1日につき 21単位を加算)
		(2)定着率が1割5分以上2割5分未満の場合	(1日につき 34単位を加算)
		(3)定着率が2割5分以上3割5分未満の場合	(1日につき 51単位を加算)
		(4)定着率が3割5分以上4割5分未満の場合	(1日につき 73単位を加算)
		(5)定着率が4割5分以上の場合	(1日につき 105単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき 100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

食事提供体制加算	(1日につき 30単位を加算)
----------	-----------------

移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 41単位を加算)
---------------	-----------------

送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ)	(片道につき 27単位を加算)
	ロ 送迎加算(Ⅱ)	(片道につき 13単位を加算)

障害福祉サービスの体験利用支援加算	(1日につき 300単位を加算)
-------------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×67/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×49/1000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×27/1000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 所定単位×90/1000)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 所定単位×80/1000)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×9/1000)
-----------------	---------------------

注	注				
地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労移行又は定着実績がない場合
×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去2年間一般就労への移行実績が0の場合 ×85/100
					過去3年間の定着者が0の場合 ×70/100
					過去4年間の定着者が0の場合 ×50/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合
イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×69/1000)
ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×50/1000)
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×28/1000)
ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位×90/1000)
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位×80/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 所定単位×9/1000)